

公民館を拠点とした地区社協活動

地域福祉推進基礎単位(組織)

概ね小学校区(地区社会福祉協議会)

地域福祉活動の拠点

小学校区毎に設置された公民館

公民館と地区社協の歴史

昭和20年代より各地区に公民館を設置(公設公営)

昭和26年市社協の設立にともなって、各地区に分会を設置

『社協基本要項』を踏まえ、昭和39年以降、分会を住民主体の地区社協へ改組

昭和39年～46年 松江市が財政再建団体

この時期に行政直営公民館を公設自主運営公民館に切り替え

同時に地区社協事務局を公民館に設置されるよう市社協より働きかけ

松江市における 地域福祉の計画化と事業化の実態

松江市社会福祉協議会

須田 敬一

地区社協への人的配置

公民館は、館長・主任・主事・地域保健福祉推進職員の4名体制

公民館長は、地区社協の役員(会長・事務局長等)を兼務

平成9年度より全館に配置となった地域保健福祉推進職員は地区社協の事務局を担う

他の公民館職員も地区社協活動を支える

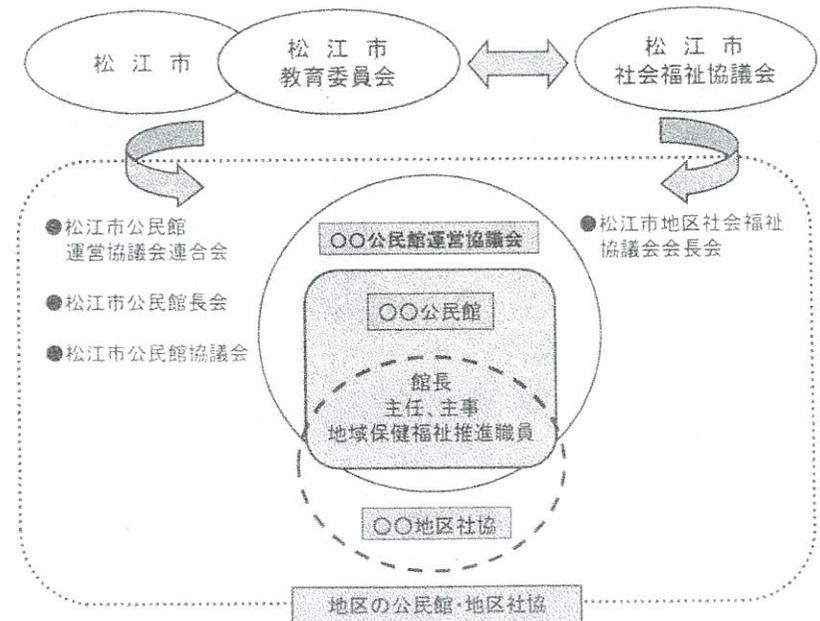
公民館を拠点とした地域福祉活動の意義

社会教育の学習機能と地域福祉活動の融合

双方の相乗効果を目指した取り組み

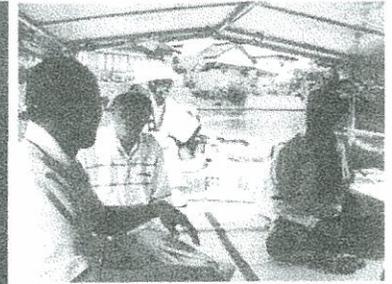
社会教育法第20条

公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

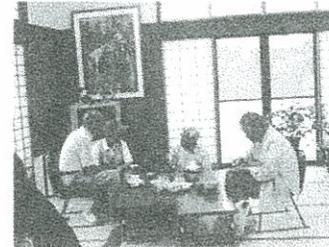


地区社協で取り組まれている主な活動

- ・高齢者を対象とした なごやか寄り合い事業・ミニデイサービス
- ・知的障害者、精神障害者を対象としたサロン
- ・地区内の空き家数箇所を活用した毎日型サロン
- ・福祉推進員(全市で約1400名)を中心とした見守り活動や地域活動
- ・巡回福祉タクシー
- ・あったかスクラム事業(障害児の余暇活動や親の会の支援、地域での支援の仕組みづくり)
- ・災害時における地域での助け合い事業
- ・公民館での ふれあい喫茶の運営
- ・地区によるボランティア養成講座の開催と人材バンクの設置
- ・福祉講座、健康講座、男の料理教室、介護講習会等の開催
- ・乳幼児教室、小学生と高齢者の集い、本の読み聞かせ
- ・配食サービス、一人暮らし高齢者の会への支援
- ・地区社協だより等の広報活動
- ・ニーズ把握や住民意識等の調査活動



なごやか寄り合い



ふれあい喫茶



あったかスクラム



乳幼児教室



松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画

『まつえ福祉未来21プラン』

～みんなでやらこい福祉でまちづくり～ (H15年度策定)

特徴

- (1) 21の公民館区ごとの地区地域福祉活動計画 (H14年度策定) が基礎
- (2) 地域福祉を柱としたまちづくりの推進
- (3) 住民協働による計画の策定
- (4) 行政・社協による合同事務局体制

○21地区地域福祉活動計画

『21の行動プラン』

(ねらい) 住民参加・参画と協働

- ① 計画づくりを今までの地域活動総点検の機会とする
- ② 計画作り自体が地域福祉活動の一環
- ③ 地域住民が福祉活動に参加するあり方を見直す

住民意識調査

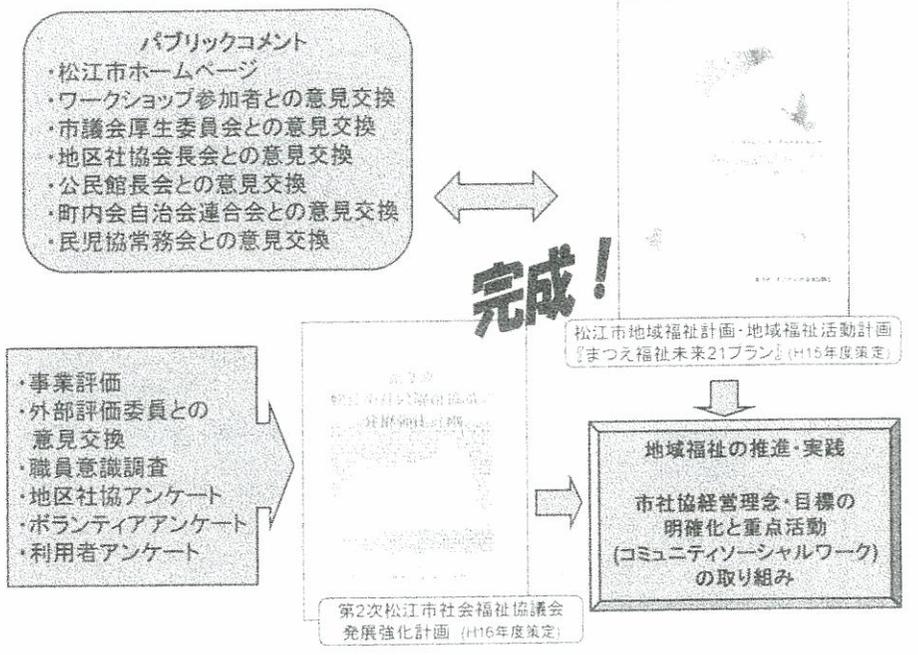
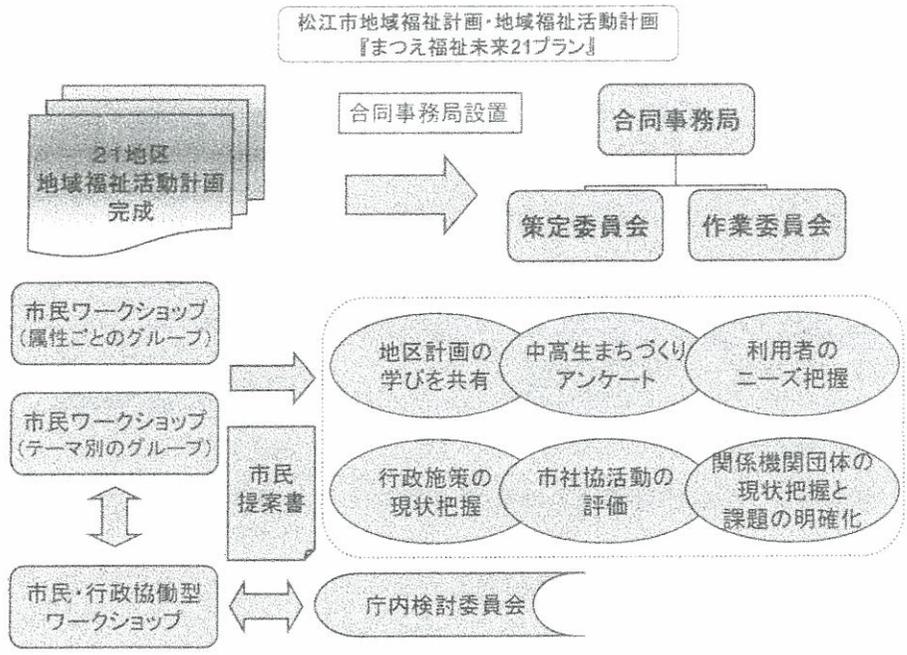
ヒアリング

21地区策定委員会

住民座談会

学習会・研修会

地区地域福祉活動計画に込められている住民の声を反映させていく積み上げ方式(ボトムアップ)のビジョン



地域福祉ステーション構想の具現化

■ 地域の福祉を進めるエリア設定

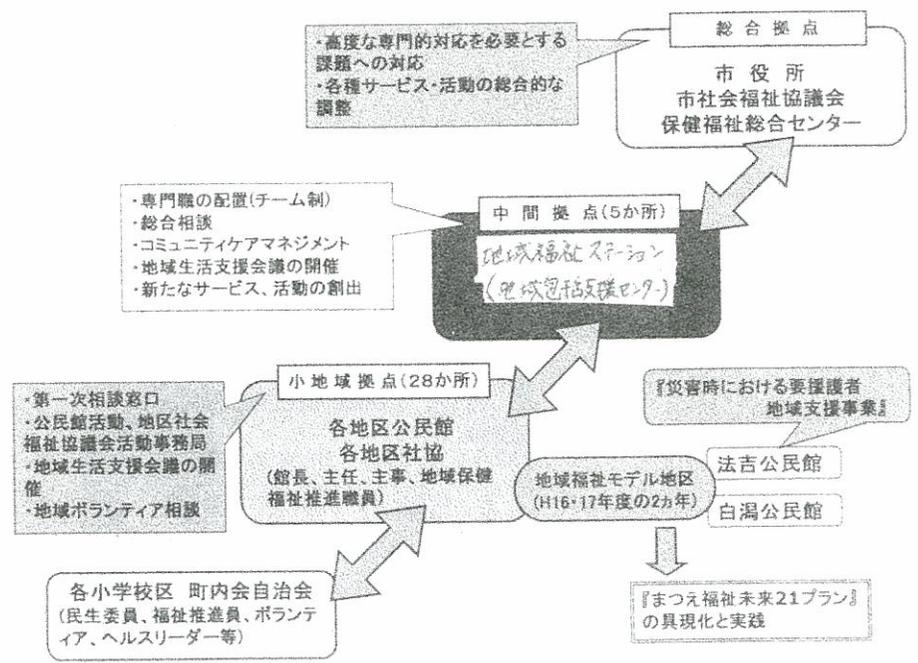
(総合相談・ケアマネジメント)

- (1) 総合拠点→全市レベル
- (2) 中間拠点→ブロック拠点(日常生活圏域)

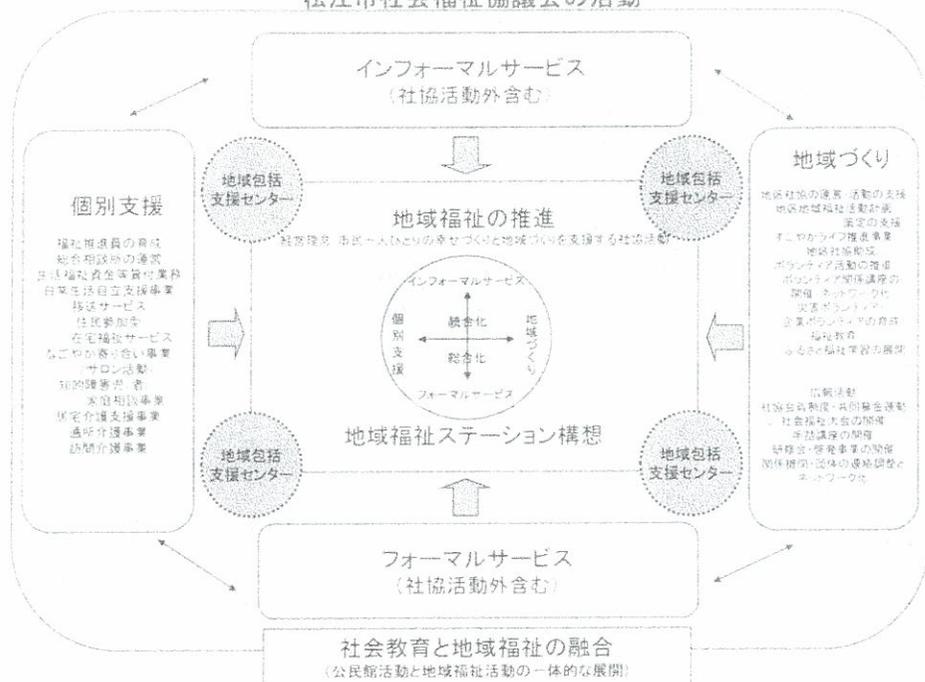
地域福祉ステーション

地域づくりの実施拠点

- (3) 小地域拠点→公民館



松江市社会福祉協議会の活動



巡回福祉タクシー

高齢者の通院や買い物、金融機関や行政機関への出向き等日常生活の足の確保を目的として事業化

- ・事業主体 朝酌地区社会福祉協議会(朝酌公民館)
- ・事業開始 平成15年5月
- ・利用対象 概ね65歳以上
- ・運営方法 タクシー会社との年間契約により、ジャンボタクシーを定期的に運行
- ・事業財源 地区社協財源・市社協篤志寄付金 総額60万円
- ・運行日 毎週 火曜日と金曜日

- ・巡回コース 定刻に出発点を発し、地区内のコースより市街地へ復路も運行
- ・寄付金徴収 一回200円
- ・柔軟な対応 順路上ではどこでも乗車可能
満員の場合は、増車も可
- ・乗車率 20年度 90%



災害時の支援体制づくり

災害時に高齢者や障がい者など不安を抱える方々を、近隣住民や支援ボランティアが安否確認・避難誘導を行なうことや、平常時の見守り活動を通して地域で支援する仕組み

- ・事業主体 法吉地区社会福祉協議会(法吉公民館)
- ・事業開始 平成18年度
- ・運営内容 支援を希望する『おねがい会員』と 支援する『まかせて会員』を地区社協に登録し、災害時の支援の他平時からの見守り活動を行なうもの



